

# 事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	県営街路事業負担金			事業コード	1577
所属コード	0830	課等名	道路建設課	係名	街路係
課長名	小西 一士	担当者名	佐々木 正行	内線番号	2724
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

## 1 事務事業の基本情報

### (1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	都市活動を支える交通環境の構築	コード	8
	基本事業	幹線道路の整備	コード	4
予算費目名	一般会計 8 款 4 項 3 目 県営街路事業負担金 (001-06)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	10 年度	
根拠法令等	地方自治法			

### (2) 事務事業の概要

当該年度において県が実施する土木関係の建設事業（街路事業）について、地方財政法に基づき事業経費の一部を負担する。

### (3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

都市計画道路の整備・促進について国や県に毎年統一要望書で要望活動を実施。県営の街路事業は市都市計画道路整備プログラムと連動し効果が発現する。

### (4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

都市計画道路の整備には多額の事業費を必要とするが、近年、県の公共事業費は大幅に削減されており、早急な回復は見込めていない状況にある。

## 2 事務事業の実施状況 (Do) . . . . .

### (1) 対象 (誰が, 何が対象か)

盛岡市域の都市計画道路のうち, 県道で実施される街路事業

### (2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 見込み
A 事業路線数	件	3	3	3	3	3
B 協議回数	回	3	3	3	3	3
C						

### (3) 23年度に実施した主な活動・手順

事業計画とその負担について、予算編成の都度協議。

協議一年3回。

負担金支出一年度末。

### (4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 向中野安倍館 (仙北 I) 線整備延長	m	89	96	107	105	110
B 盛岡駅長田町線整備延長	m	101	107	111	109	118
C 盛岡駅本宮線 (杜の大橋)	m	-	10	37	53	126

### (5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

市街地における円滑な交通を確保するために県営街路事業を促進する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績	26年度目標値
A 向中野安倍館（仙北Ⅰ）線整備率	■上げる □下げる □維持	%	60	65	73	71	75
B 盛岡駅長田町線整備率	■上げる □下げる □維持	%	70	74	78	76	83
C 盛駅本宮線（杜の大橋）整備率	■上げる □下げる □維持	%	0	1	4	6	14

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績
事業費	① 国	千円	0	0	0	0
	② 県	千円	0	0	0	0
	② 地方債	千円	12,732	6,100	9,600	10,300
	③ 一般財源	千円	0	22	13	116
	④ その他( )	千円	0	0		
	A 小計 ①～⑤	千円	12,732	6,122	9,613	10,416
人件費	⑤ べ業務時間数	時間	6	6	6	6
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	24	24	24	24
計	トータルコスト A+B	千円	12,756	6,152	9,637	10,440
備考						

3 事務事業の評価 (See) . . . . .

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている。

② 市の関与の妥当性

法定事務であるため妥当である。

③ 対象の妥当性

拡大または絞る余地がある。

中心市街地と新市街地の円滑な交通処理を行うために連続性の確保と交通状況の変化により未整備箇所の緊急度が高まる。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

地方財政法第 27 条 1 項の規定により廃止できない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がある。

県営事業の規模拡大や有利な資金の導入，コスト縮減がさらに図られること。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

受益機会の適正化余地・・・公平・公正である。道路整備により不特定多数の人々が常時自由に利用できるのもので、公平、公正である。

費用負担の適正化余地・・・公平・公正である。当該道路の性格上、不特定多数の人々が利用するので費用負担は求められない。

(4) 効率性評価

事業費の削減余地・・・削減できない。地方財政法に定める市町村負担割合が定められており、削減余地はない。

人件費の削減余地・・・削減できない。書面協議で足りることから、これ以上の削減余地はない。

## 4 事務事業の改革案 (Plan) . . . . .

### (1) 改革改善の方向性

事業コストは地方財政法に定める市町村負担割合であり、事業主体である県と事業内容の協議を進める。事務については協議調整のみで業務時間も最低限である。

### (2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

国道、県道及び市道の機能と各々事業主体の役割を再構築し、早期効果発現のために連動した関係機関との協議が必要と思われる。

## 5 課長意見 . . . . .

### (1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

### (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

当該事業の対象である県道は、盛岡市にとって地区内を連携する機能を持つ重要な路線であり、当該事業負担金は地方財政法に基づいて定められた制度なので、少しでも早く県道が整備されるよう、これまでどおり当該事業を活用することは適切と思われる。